



# 埼玉県報

第 2 6 4 4 号  
平成 2 6 年 1 1 月 7 日  
金 曜 日

## 目 次

### 告示

- [大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の実施\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の実施\(用地課\)](#)
- [県道さいたま鳩ヶ谷線の供用開始\(さいたま県土整備事務所\)](#)
- [県道越谷流山線の区域の変更\(越谷県土整備事務所\)](#)
- [県道越谷流山線の供用の開始\(越谷県土整備事務所\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [建築基準法第42条第1項第4号に基づく道路の取消\(川越建築安全センター\)](#)
- [建築基準法第42条第1項第4号に基づく道路の指定の変更\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)
- [埼玉県立がんセンターの次世代ゲノムシーケンサーの調達に関する入札公告\(経営管理課\)](#)

# 告 示

埼玉県告示第千四百六十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年十一月七日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

和光ショッピングプラザ

埼玉県和光市丸山台一丁目九番三号

## ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）和光都市開発株式会社 代表取締役 山中信行

東京都千代田区富士見一丁目十一番二号

（変更後）和光都市開発株式会社 代表取締役 福永誠規

東京都千代田区丸の内二丁目一番一号

## ハ 変更年月日

平成二十六年七月二十八日外

## ニ 届出年月日

平成二十六年十月十五日

## 二 縦覧期間

平成二十六年十一月七日から平成二十七年三月七日まで

## 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南西部地域振興センター

## 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

## イ 意見書提出期間

平成二十六年十一月七日から平成二十七年三月七日まで

## ロ 意見書提出先



# 告 示

埼玉県告示第千四百六十一号

測量計画機関である秩父市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十六年十一月七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

秩父市

二 作業種類

公共測量（空中写真撮影）

三 作業地域

秩父市内（一部山間地域を除く五百六十・六四平方キロメートル）

四 作業期間

平成二十六年十一月一日から平成二十七年三月十六日まで

# 告 示

埼玉県告示第千四百六十二号

測量計画機関である横瀬町から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十六年十一月七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

横瀬町

二 作業種類

公共測量（空中写真撮影）

三 作業地域

横瀬町全域（四十九・三五平方キロメートル）

四 作業期間

平成二十六年十一月一日から平成二十七年三月二十日まで

## 告 示

埼玉県さいたま県土整備事務所長告示第九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十六年十一月七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環  
境課及び埼玉県さいたま県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年十一月七日

埼玉県さいたま県土整備事務所長 吉 田 学

<p>路 線 名</p>	<p>さいたま鳩ヶ谷線</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>川口市大字新井宿字下壺斗蒔絵十二番四地先から 同市桜町二丁目四一番二地先まで (ただし、関係図面に表示する部分に 限る。)</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>平成二十六年十一月七日</p>
<p>備 考</p>	<p>平成二十三年二月二十二日付け、埼玉県 さいたま県土整備事務所長告示第九号で 告示した道路予定区域の一部供用開始で ある。 延長三五四・〇〇メートル</p>

# 告 示

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十六年十一月七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環  
境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年十一月七日

埼玉県越谷県土整備事務所長 井 上 桂 一

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 越谷流山線
- 三 道路の区域



新D	旧新別 新A 旧A	旧新別	越谷市東町二丁目二〇二番地 先から吉川市大字平沼字川端 五〇番一地先まで	越谷市東町二丁目六番一地先 から吉川市大字平沼字川端一 九六二番四地先まで	区 間	九・五〇 二〇・〇四	一五・二〇 三六・〇〇	敷地の幅員 (メートル)	二二九・二二	二三二・四〇	延 長 (メートル)	備 考 平成二十四年十二月二十八 日付け埼玉県越谷県土整備 事務所長告示第三十四号で 告示した道路予定区域の一 部変更である。
----	-----------------	-----	--	---	--------	---------------	----------------	-----------------	--------	--------	------------------	---

# 告 示

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十六年十一月七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年十一月七日

埼玉県越谷県土整備事務所長 井上 桂 一

<p>路 線 名</p>	<p>越谷流山線</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>越谷市東町一丁目六番二地先から 吉川市大字平沼字川端五十一番一 地先まで</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>平成二十六年十一月七日</p>
<p>備 考</p>	<p>平成二十四年十二月二十八 日付け埼玉県越谷県土整備 事務所長告示第三十四号に おける道路予定区域の一部 及び平成二十六年十一月七 日付け埼玉県越谷県土整備 事務所長告示第十二号にお ける道路予定区域の全部の 供用開始である。延長二九九 ・〇六メートル</p>

# 告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第百六十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十六年十一月七日

埼玉県川越建築安全センター所長 橘

裕 子

一 許可番号

平成二十六年十月二十一日

指令川建セ第二五 一二九一号

二 検査済証番号

平成二十六年十月三十一日

川建セ第二六 一 一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡滑川町大字福田字大木裡四七八番一の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都清瀬市野塩四丁目九六番地七 コートハウス前原B 一 二号

小高享

## 告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第百六十八号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第四号の規定により、平成十一年十二月十五日第四十四号で指定をした道路を次のとおり取り消した。

平成二十六年十一月七日

埼玉県川越建築安全センター所長 橋

裕 子

取消番号	一〇四号
指定の取消しに係る道路の種類	建築基準法 第四十二條 第一項第四号
指定の取消しの年 月 日	平成二十六年十一 月七日
指定の取消しに係る道路の位置	埼玉眞鶴ヶ島市大字下新田字水堀百四十一 一から 埼玉眞鶴ヶ島市大字下新田字水堀百三十九 一まで
指定の取消しに係る道路の延長 (単位メートル)	六・〇メートル
指定の取消しに係る道路の幅員 (単位メートル)	十七・八〇メートル

# 告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第百六十九号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、平成十六年五月二十日第一号、平成十七年六月十日第四号で指定をした道路を次のとおり変更した。

平成二十六年十一月七日

埼玉県川越建築安全センター所長 橘

裕 子

				一〇五号	変更番号
				建築基準法 第四十二条 第一項第四号	指定の変更に係る道路の種類
平成二十六年十一月七日	平成十七年六月十日	平成二十六年十一月七日	平成二十六年五月二十日	平成十六年五月二十日	指定の変更の日 年 月 日
変更後	変更前	変更後	変更前	変更前	指定の変更に係る道路の位置
一から 埼玉県鶴ヶ島市大字中新田字東久保二十九 一まで	一から 埼玉県鶴ヶ島市大字中新田字東久保二十九 一まで	一から 埼玉県鶴ヶ島市大字中新田字東久保千五百 一 一まで	一から 埼玉県鶴ヶ島市大字下新田字水堀百五十九 一から	一から 埼玉県鶴ヶ島市大字中新田字東久保千五百 一 一まで	指定道路の位置
六・〇〇メートル 六・八〇メートル	六・〇〇メートル	六・〇〇メートル 六・五〇メートル	六・〇〇メートル 六・五〇メートル	六・〇〇メートル	指定の変更に係る道路の延長 (単位メートル)
六・〇〇メートル 六・八〇メートル	六・〇〇メートル	六・〇〇メートル 六・五〇メートル	六・〇〇メートル 六・五〇メートル	六・〇〇メートル	指定の変更に係る道路の幅員 (単位メートル)



## 告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千七十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十六年十一月七日

埼玉県越谷建築安全センター所長 内 藤 知行

### 一 許可番号

平成二十六年十月三十日

指令越建セ第二六〇〇四三号

### 二 検査済証番号

平成二十六年十月三十一日

越建セ第三一九一七号

### 三 開発区域に含まれる地域の名称

（従前地）埼玉県南埼玉郡宮代町字道佛四百四十七番一～四百四十七番六、四百四十八番一～四百四十八番七

（仮換地）宮代町道仏土地区画整理事業地内二十六街区四一画地～四一十二画地

### 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都武蔵野市境二丁目二番二号

株式会社 飯田産業 代表取締役 兼井 雅史

# 告 示

埼玉県病院事業告示第三十二号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり  
一般競争入札に付する。

平成二十六年十一月七日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

## 1 調達内容

### (1) 購入等件名及び予定数量

次世代ゲノムシーケンサー 一式

### (2) 調達案件の仕様等

仕様書及び入札説明書による。

### (3) 納入期限

平成27年 2月27日

### (4) 納入場所

埼玉県北足立郡伊奈町大字小室780番地

埼玉県立がんセンター

### (5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送（書留郵便に限る）又は持参による入札も認める。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

## 2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(4) 物品の買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示（平成24年埼玉県告示第1086号）に基づき、業種区分「商品の販売」のA等級に格付けされている者であること。

## 3 入札書等の提出場所等

(1) 紙媒体の入札書を郵送し又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、

入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先  
〒330-0063 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目13番3号  
埼玉県病院局経営管理課 医事・共同購入担当 田村・三谷  
電話048-830-5985（直通） ファクシミリ048-830-4905

- (2) 本調達物品に係る技術仕様書その他の入札説明書で求める提出資料（提案書）  
の提出場所及び仕様に関する問い合わせ先

〒362-0806 埼玉県北足立郡伊奈町小室780番地  
埼玉県立がんセンター 用度担当 山田  
電話048-722-1111（代表） ファクシミリ048-722-1129

- (3) 仕様書及び入札説明書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「発注情報等の閲覧」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する(事前に電話により連絡すること)。

- (4) 入札説明会

なし。

- (5) 入札書の受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を利用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成26年12月19日 午前10時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成26年12月18日 午後5時まで(必着)

なお、郵送により提出する場合は、書留郵便によること。

- (6) 開札の場所及び日時

埼玉県病院局経営管理課 平成26年12月19日 午前10時10分

開札への立会いは不要とする。

#### 4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約希望金額に入札保証金の率（100分の5以上）  
を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県病院事業財務規程（平成

14年埼玉県病院事業管理規程第4号。以下「財務規程」という。)第134条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第118条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す必要な申請書類等を平成26年11月28日 午後5時までにそれぞれ指定する場所に提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。

また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規程第139条又は埼玉県病院事業の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程(平成14年病院事業管理規程第9号)第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規程第136条に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

前記2(4)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を平成26年11月20日午後5時までに埼玉県総務部入札審査課審査担当(〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775(直通))へ提出し、必要な資格を取得すること。

(9) 支払条件

発注者は、適法な代金請求書を受領した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書による。

## 5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:

Next generation genome sequencer composite system

(2) Time-limit for tender:

10:00 a.m. December 19, 2014 (bidding by registered mail must be received by 5:00 p.m., December 18, 2014)

(3) Contact Information:

Hospital Management Division, Prefectural Hospitals Bureau,  
Saitama Prefectural Government, takasago 3-13-3, Urawa-ku, Saitama-shi,  
Saitama-ken 330-0063 Japan, Telephone: 048-830-5985